



平成 30 年 8 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社ジャストシステム
代 表 者 名 代表取締役社長 関灘 恭太郎
(コード番号 4686 東証第一部)
問い合わせ先 経営企画室長 重田 裕史
TEL 03-5324-7900 (代表)

第 38 期（平成 31 年 3 月期）第 1 四半期報告書の提出期限延長に係る 承認申請書提出に関するお知らせ

平成 30 年 7 月 24 日に開示しました「特別調査委員会設置のお知らせ」のとおり、当社が、販売店を通じてお客様（法人）に販売している法人向けの一部製品（平成 30 年 3 月期において当該製品に係る売上高が当社の連結売上高に占める割合は、10%未満です。）について、元従業員が当社に無断で当社の認めていない返品条項（一定の場合に当社が販売店からの返品を受け付ける内容の条項）等を付して販売店に販売（本件行為）していた事実が判明しました。

現在、特別調査委員会による調査によって、本件行為に係る事実関係の把握及び業績に与える影響額の算定を進めているところですが、これまでの調査で、当社の元従業員が、正式な契約書や発注書とは別に、無断で返品条項等を記載して偽造印を押印した文書を作成し、販売店に提示していたこと等が発覚しました。

当社としては、売上計上基準に則り適切な会計処理を行ってまいりましたが、当社が認めていない返品条項等に基づく取引が確認されたため、これらの販売済み製品の取引のうち、販売店においてお客様（法人）への販売が完了していない取引を精算するとともに、過年度有価証券報告書等の訂正及び監査法人の追加的な監査手続等が必要となる可能性があるかと判断しました。そして、これを踏まえ、本日開催の取締役会において、企業内容等の開示に関する内閣府令第 17 条の 15 の 2 第 1 項に規定する四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書を提出することを決議いたしました。

1. 第 38 期第 1 四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書の提出について

(1) 対象となる四半期報告書

第 38 期（平成 31 年 3 月期）第 1 四半期報告書

(2) 延長前の提出期限

平成 30 年 8 月 14 日

(3) 延長が承認された場合の提出期限

平成 30 年 9 月 14 日

(4) 提出期限の延長を必要とする理由

当社は、上記のとおり、過年度における会計処理の訂正や連結財務諸表及び財務諸表等に与える影響額を確定のうえ、必要な決算手続を行うため、金融商品取引法第 24 条の 4 の 7 第 1 項の提出期限までに四半期報告書を提出することが困難であるとの判断に至り、提

出期限の延長申請を行うことにしました。

(5) 今後の見通し

今回の提出期限延長に係る申請が承認された場合は、速やかに開示いたします。

2. 業績に与える影響額について

現在、特別調査委員会の調査で、(i) 本件行為の対象となる販売済み製品の取引及び(ii) これらのうち販売店においてお客様(法人)への販売が完了していない取引の特定を進めているところです。これらの調査が完了し、当社業績に与える影響額が判明次第、速やかに公表いたします。

株主、投資家、取引先の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をお掛けし、心よりお詫び申し上げます。

以 上